

高松工業高等専門学校学業成績の評価・評定並びに進級及び卒業の  
認定に関する規則

昭和52年8月31日制定

第1章 総則

第1条 この規則は、本校における科目の履修、単位の取得、試験、学業成績の評価・評定、進級及び卒業の認定について定める。

第2章 履修、修得、準修得の定義

第2条 履修とは、授業に出席して教員の指導のもとに学習し、試験を受けることをいう。評定3以上を修得とし、評定2を準修得とする。

第3章 単位及び履修

第3条 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする）の履修を1単位として計算するものとし、実施された授業時間数が基準時間数に満たない場合は、原則として補講を行うものとする。

第4条 学則別表第1及び別表第2に定める必履修科目はすべて履修するものとする。

第5条 選択科目は、年度始めに別紙様式による履修願を学生課教務係に提出するものとする。又、年度の途中において履修をとりやめる場合は、期日までに履修辞退届を提出しなければならない。

第6条 特別活動は、第1学年から第3学年まで各学年30単位時間、計90単位時間履修するものとする。

第4章 試験

第7条 定期試験は、各学期末に実施する。

2 必要ある授業科目については、学期の中間に試験を行う。

3 平常の成績で評価し得る授業科目並びに実験、実習等については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

第8条 定期試験及び中間試験を、病気その他やむを得ない理由により受験できなかった者については、追試験を行う。

第9条 追試験を受験しようとする者は、別紙様式による追試験願に証拠書類を添付のうえ、学生第一課教務係に提出しなければならない。

第10条 最終評定が1又は2の科目について、5年次を除き、評定後1年間において単位追認試験を行うことができる。

第5章 評価・評定及び修得

第11条 学業成績の評価は、その期において実施した試験の成績及び平素の成績、出欠状況等を総合して100点法で行う。

第12条 学年総合成績の評価は、各学期の成績を総合して行う。

第13条 学年総合成績の評価（100点法）と評定、表記及び修得の関連は次のとおりとする。

成績評価	評定区分	成績表の表記	修得区分
80点以上	5	A	修 得
70～79点	4	B	
60～69点	3	C	
50～59点	2	D	準修得
0～49点	1	記載せず	未修得
	0	記載せず	不履修

第14条 高松工業高等専門学校以外の教育施設における学修に関する規程第1条の学修（以下「特別学修」という）について同規程第5条により認定された単位は、本校における授業科目を修得したものとみなす。

2 単位認定された特別学修別表に定める科目のうち100点法で提出されるものについてはその点数に応じた評定・評価とし、100点法で提出されないものについては評定5、評価100点とする。

第14条の2 他の高等専門学校との連携・交流事業に伴う「特別講義」は、教育上有益と認め、学則第13条の3を適用する。評価・評定等については特別学修と同じ取扱いとする。

第15条 試験中に不正行為をした者は、その時以降の当該試験期間中の試験を停止し、当該試験期間中に実施した全科目の試験の成績を0点とする。

第16条 特別活動、キャリア概論の履修成果は、合格又は不合格で評定する。

第17条 単位追認試験の評定は、3までとする。

#### 第6章 進級・卒業及び再履修

第18条 進級及び卒業の認定は、それぞれ進級認定会議及び卒業認定会議を経て、校長がこれを行う。

第19条 進級及び卒業を認定するに当たっては、以下の各号を満たしていること。

一 成績評定（0：不履修、1：未修得、2：準修得、3以上：修得）において、

評定2以上（キャリア概論は合格）の単位数が表1に示す各累積単位数及び累積単位数総数以上であること。

表1において特別活動の単位は含めない。単位認定を受けた特別学修、校外実習及び海外英語演習がある場合は、一般科目及び専門科目として認定された単位数をそれぞれ5学年の累積単位数に加算する。

表1 累積単位数

学 年	1年	2年	3年	4年	5年
一般累積単位数			65(63)	74(72)	75
専門累積単位数	3	8	23(24)	50(51)【48(49)】	82
累積単位数総数	27	61	95(94)	131(130)【129(128)】	167

( ) 内の数値は平成14年度以前に入学した学生に適用する。

【 】 内の数値は制御情報工学科学生に適用する。

二 第1学年から第3学年までについては、特別活動の履修成果が合格であること。

三(1) 全履修科目（不履修と認定された科目を含む。）の評定3以上の合計単位数が、全履修科目の合計単位数の2分の1以上であること。

ただし、海外英語演習、特別学修科目、特別活動、キャリア概論及び四国地区高専連携交流事業特別講義は除く。

(2) 4学年への進級基準は、次のイとロを共に満たしていること。ただし、ロについて別に定めるところにより進級基準を満たす場合を含む。

イ 専門科目（3年次のみ）に関する進級基準

認定3以上の専門科目合計単位数が、専門科目全履修の合計単位数の2分の1以上であること。

ロ 一般科目（3年次のみ）に関する進級基準

数学解析Ⅰ及び数学解析Ⅱが、共に評定3以上であること。

四 各科の指定する科目の単位を修得（評定3以上）していること。

五 出席状況が良好であること。良好の目安は欠課時数が120時間以内であることとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は審議する。

六 理由の如何を問わず欠課時数が400時間以内であること。この場合、遅刻、早退は400時間に加算しない。

第20条 留学生、編入学生及び転入学生については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 本校に入学した学年より前の学年の単位は、本校の定められた教育課程の全単位を修得したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、卒業要件の内、60単位を越えない範囲について、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

二 留学生の「日本語」及び「日本事情」の単位は、全て一般科目の単位とする。

第21条 第19条の認定の結果、留年した場合は当該学年に係る必履修科目は再履修しなければならない。

2 選択科目については、前年度に評定3以上の科目に限り、本年度に履修し、修得したのものとして、再認定することができる。

3 成績不振等により同一学年に2回とどまることはできない。ただし、休学の場合はこの限りでない。

附 則

この規則は、昭和59年6月23日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年4月17日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成8年2月21日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年8月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年10月18日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第14条の2の規定は、平成16年6月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

学級担任

追 試 験 願

平成 年 月 日

高松工業高等専門学校長 殿

工学科 学年 組 番

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私こと、下記の理由により試験を欠席  
お願ひします。 します ので追試験の許可を得たく  
しました

記

1. 期 日 平成 年 月 日 曜日 ~ 年 月 日 曜日 ( 日間)

2. 欠席理由 \_\_\_\_\_

3. 試験科目・科目担当教官名

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

4. 備 考

- 1 証拠書類（診断書等）を添付すること。
- 2 追試験願は事前又は登校後1週間以内に提出すること。